

[2025 年度]
令和 7 年度

真庭市奨学金案内



真庭市教育委員会

真庭市では、社会に貢献し得る有意な人材を育成することを目的に、経済的な理由により修学が困難な者に対して、学資を貸与する奨学金事業をおこなっています。

奨学金は、先輩から後輩へと引き継がれる互助的性格をもつ資金で、その財源は真庭市と先輩方からの返還金によって賄われています。奨学金はあなた自身に貸与するものであり、貸与終了後は計画的に返還する仕組みとなっています。

奨学金を希望する人は、返還の意義と社会的責任をよく考えたうえで、申し込むようにしてください。



令和 7 年度

真庭市奨学生募集要項

1 応募資格

高等学校・高等専門学校・大学・短大・専修学校（専門課程）等に在学中の者、又は進学が決まり、次の条件を満たす者が対象となります。

(1)奨学生本人と生計を一にする保護者が真庭市内に住所を有し、29 歳以下の者

（令和 7 年度中に 30 歳になる方は含みません）

(2)勉学意欲があり、品行方正にして学業成績の優秀な者

(3)経済的事情により修学が困難な者

(4)真庭市内に居住し、独立して生計を立てている連帯保証人が 2 人いること

※ 1 連帯保証人のうち 1 人は保護者又はこれに準ずる者とする。また、連帯保証人は債務返済能力のある人に限る。連帯保証人本人が必ず自署・押印すること。

※ 2 奨学金貸付決定時に連帯保証人の印鑑登録証明書の提出が必要となります。

※他の奨学金貸付を受けている人も真庭市奨学金貸付を受けることは可能ですが、将来、奨学金返還時に返済額が多額になってしまう恐れがありますのでくれぐれもご注意ください。

2 奨学金の額及び募集人数

入学・在学 校	貸付金額（月額）	募集人数
高等学校・高等専門学校（1～3 学年）	20,000 円以内	14 人程度 （予算の範囲内）
大学・短期大学・高等専門学校（4～5 学年）・ 専門課程を置く専修学校等	30,000 円以内	

※貸付期間：正規の修学期間 ※貸付利息：無利息

3 応募書類

(1) 奨学金貸付申請書（所定様式）

※ 連帯保証人は、登録済みの印鑑（実印）で押印いただきますようお願いいたします。

(2) 真庭市奨学生調査書（所定様式・開封無効）

※ 1 新 1 年生は出身校、その他の学年は在学期間が作成した調査書が必要です。

※ 2 大学・短大等の 2 年生以上に在学している者は、最新の成績証明書に代えられます。

(3) 学校長の発行する入学証明書又は在学証明書（原本のみ）

(4) 2024 年分の世帯全員（収入のある方）の所得がわかるもの

（源泉徴収票や確定申告書、年金振込通知書の写しなど）

(5) 本人と生計を一にする世帯全員の住民票記載事項証明書（世帯主の氏名及び続柄、奨学生の資格として、本市内に本人と生計を一にする保護者が住所を有することとなっています。）

4 申込期間

令和 7 年 3 月 10(月)～令和 7 年 4 月 18 日(金)〈締切厳守〉

先着順ではありません。提出書類に不足のないようご注意ください。

5 応募書類提出先

真庭市教育委員会教育総務課（真庭市役所本庁舎 3 階）及び各振興局地域振興課窓口
にご提出ください。なお、郵送での提出も可能です。（当日消印有効）

【宛先】 〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2 真庭市教育委員会 教育総務課 宛

6 奨学金の決定

真庭市奨学金審査委員会で審査・決定し、選考結果通知を5月下旬に郵送予定です。

※ 選考基準：世帯全員の合計所得額が概ね500万円以下、世帯全員の合計収入額が概ね生活保護基準の1.5倍以下（高校生・大学生のいる世帯については、概ね2.0倍以下）

7 奨学金の支給

4月・7月・10月・1月の末日に3ヶ月分をまとめて本人名義の指定口座に振込みます。

※ 貸付決定された年の初回の支給については、6月末日になります。

※ 本人名義の口座をお持ちでない方は、支給日までに開設をお願いします。

8 状況が変わった場合の報告

住所など申請時の情報に変更があった場合は速やかに報告をお願いします。

9 奨学金貸付の中止

奨学生が以下のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸付を中止します。

(1)退学又は死亡したとき

(2)学業成績が著しく不良になったとみとめられるとき

(3)貸付を受けることを辞退したとき

(4)その他奨学金の貸付の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

休学や退学の処分を受けたときは、その期間の貸付が停止（中止）となります。事実が発生したら速やかにお申し出ください。

10 奨学金の返還

※奨学金の貸付終了後速やかに「真庭市奨学金借用証書」「真庭市奨学金返還明細書」「連帯保証人の印鑑登録証明書」を提出していただきます。

(1)償還期間

学校等を卒業して、1年間の措置期間後、奨学金の貸付を受けた月数の2倍に相当する期間に、月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法で償還していただきます。

[例1]高校（1～3年まで3年間の貸付）の場合・・・6年間で返還

貸付期間 (3年間)			措置 期間	返 還 期 間 (6年間)					
R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度

[例2]大学（1～4年まで4年間の貸付）の場合・・・8年間で返還

貸付期間 (4年間)				措置 期間	返 還 期 間 (8年間)							
R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度

(2)償還方法

- ①：年1回【年賦(毎年6月または12月)】 ②：年2回【半年賦(毎年6月及び12月)】
③：年12回【月賦(毎月)】 のいずれか選択

教育総務課から送付する納付書で、コンビニエンスストア・真庭市役所本庁・各振興局会計窓口または市内金融機関の各支店にて納付していただくか、真庭市指定の金融機関の口座からの引き落としもできます。

11 奨学金の返還の免除・猶予制度

(1)免除について

奨学生が災害等やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難であると（市長が）認めたときは、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。また、若者の定住対策として、奨学生が学校卒業後に真庭市に居住し諸条件を満たした場合は奨学金の一部返還免除制度もあります。

(2)猶予について

奨学生が引き続き進学した場合は、正規の就学期間内の在学中においての奨学金の返還を猶予することができます。

(3)定住促進減免制度について

真庭市奨学金には**定住促進減免制度**があります。詳しくはホームページで確認をしてください。

12 お問い合わせ先

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927 番地 2

真庭市教育委員会 教育総務課

（電話）0867-42-1085 （FAX）0867-42-1416

（mail）kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp

13 ホームページについて

真庭市ホームページにも奨学金制度情報を掲載しています。

減免制度の詳細についても掲載していますのでぜひ御利用ください。

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/52/39130.htm>



お問い合わせ先

〒719-3292

岡山県真庭市久世 2927 番地 2

真庭市教育委員会 教育総務課

(電話) 0867-42-1085

(FAX) 0867-42-1416

(mail) kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/52/39130.html>

